

令和2年米子市議会3月定例会議案

令和2年2月27日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明												
1	特別功労者及び功労者の表彰について	総務管財	特別功労者 1人 功労者 13人												
2	専決処分について（令和元年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第2回））	下水道企画	処分年月日 令和2年1月31日 明細別紙												
3	米子市情報公開条例及び米子市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	総務管財	<p>本市における公文書の公開及び個人情報の開示に関し、これらの方法と費用負担の在り方を見直し、それぞれについて、光ディスクに保存して交付する方法等を新たに導入するとともに、公文書の写しの交付を受ける場合に、従前は実費として徴収していた取扱いを、今後は手数料として徴収することとするため、改正しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 米子市情報公開条例の一部改正関係</p> <p>(1) 公文書の公開の方法について、公文書の種別に応じ、次のとおり定めることとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公文書の種別</th> <th>公開の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 文書・図画・写真</td> <td>閲覧 写しの交付</td> </tr> <tr> <td>2 フィルム</td> <td>映写したもの又は印刷したものの閲覧 写しの交付</td> </tr> <tr> <td>3 電磁的記録のうち、録音テープに記録されているもの又は音声ファイル</td> <td>聴取</td> </tr> <tr> <td>4 電磁的記録のうち、ビデオテープに記録されているもの又は動画ファイル</td> <td>視聴</td> </tr> <tr> <td>5 電磁的記録（3の項又は4の項に該当するものを除く。）</td> <td>出力したものの閲覧 写しの交付</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公文書の公開の方法のうち、写しの交付の方法により公文書の公開を行う場合の手数料の額を定めることとする。</p>	公文書の種別	公開の方法	1 文書・図画・写真	閲覧 写しの交付	2 フィルム	映写したもの又は印刷したものの閲覧 写しの交付	3 電磁的記録のうち、録音テープに記録されているもの又は音声ファイル	聴取	4 電磁的記録のうち、ビデオテープに記録されているもの又は動画ファイル	視聴	5 電磁的記録（3の項又は4の項に該当するものを除く。）	出力したものの閲覧 写しの交付
公文書の種別	公開の方法														
1 文書・図画・写真	閲覧 写しの交付														
2 フィルム	映写したもの又は印刷したものの閲覧 写しの交付														
3 電磁的記録のうち、録音テープに記録されているもの又は音声ファイル	聴取														
4 電磁的記録のうち、ビデオテープに記録されているもの又は動画ファイル	視聴														
5 電磁的記録（3の項又は4の項に該当するものを除く。）	出力したものの閲覧 写しの交付														

公文書の種別	写しの交付方法	手数料
文書・図画・写真	コピー（白黒）	10円／用紙1枚
	コピー（カラー）	20円／用紙1枚
	CD-R	100円／CD-R 1枚＋10円／文書1枚
	DVD-R	120円／DVD-R 1枚＋10円／文書1枚
フィルム	印刷（白黒）	10円／用紙1枚
	印刷（カラー）	20円／用紙1枚
電磁的記録（録音テープ・音声ファイル・ビデオテープ・動画ファイルを除く。）	用紙に出力（白黒）	10円／用紙1枚
	用紙に出力（カラー）	20円／用紙1枚
	CD-R	100円／CD-R 1枚＋130円／1ファイル
	DVD-R	120円／DVD-R 1枚＋130円／1ファイル

(3) 手数料及び公文書の写しの送付に要する費用は、公文書の公開を受ける前に納付しなければならないこととする。

2 米子市個人情報保護条例の一部改正関係
1と同様の改正を行うこととする。

〔施行期日〕

令和2年4月1日

4 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務管財

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）に定めるもののほか、市が、その保有する個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報を利用することができる事務を追加するため、改正しようとするもの

〔改正内容〕

マイナンバー法に定めるもののほか、特定個人情報を利用することができる事務及び当該特定個人情報について、次のとおり追加することとする。

(1) 児童福祉法による事務関係

ア 個人番号利用事務

児童福祉法による費用の徴収に関する事務

※ 規則において、(ア)助産の実施又は母子保護の実施、(イ)保育所・幼保連携型認定こども園への入所措置又は家庭的保育事業等による保育について定めることとしている。

			<p>イ アにおいて利用する特定個人情報 外国人生活保護関係情報</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法による事務関係 ア 個人番号利用事務</p> <p>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p> <p>※ 規則において、教育・保育給付認定、変更、取消し等について定めることとしている。</p> <p>イ アにおいて利用する特定個人情報 外国人生活保護関係情報</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p> <p>〔関係法令〕 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</p>
5	米子市被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について	防災安全	<p>災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理の対象が拡大されたことにより、鳥取県被災者住宅再建等支援条例が一部改正され、同条例により交付する支援金の額の見直しが行われることに伴い、本市においても同様の見直しを行うため、改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、一部損壊世帯の居宅の補修に係る同支援金の交付額について、災害救助法に基づく応急修理を受けることができる場合には、30万円から当該応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額（現行30万円）を限度とすることとする。 被災者住宅修繕促進支援金の交付額について、次のとおり見直しを行うこととする。 <p>【現行】 被害割合10%未満：2万円以下</p>

			<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【改正後】</p> <p style="text-align: center;">(1) 被害割合5%未満：2万円以下</p> <p style="text-align: center;">(2) (1)以外（被害割合5%以上10%未満）： 5万円以下</p> <p>〔施行期日〕</p> <p style="text-align: center;">公布の日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p style="text-align: center;">1 災害救助法による救助の程度、方法及び 期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣 府告示第228号）</p> <p style="text-align: center;">2 鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成 13年鳥取県条例第40号）</p>
6	市長等の損害賠償責任の一部の 免責に関する条例の制定につい て	職 員	<p>地方自治法の一部改正により、地方公共団体は、 条例で、長や職員等の地方公共団体に対する損 害賠償責任について、その職務を行うにつき善 意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額 を限定してそれ以上の額を免責する旨を定める ことができることとされたことに伴い、本市に おける市長等の損害賠償責任の一部の免責に関 し必要な事項を定めるため、制定しようとする もの</p> <p>〔制定内容〕</p> <p>市長等が市に対する損害を賠償する責任を 負う場合において、当該市長等が職務を行う につき善意でかつ重大な過失がないときは、 当該市長等は、当該賠償の責任を負う額から、 基準給与年額にそれぞれ次に掲げる数を乗じ て得た額を控除して得た額について、その責 任を免れることとする。</p> <p>(1) 市長 6</p> <p>(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは 委員、選挙管理委員会の委員又は監査委 員 4</p> <p>(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、 固定資産評価審査委員会の委員又は地方</p>

			<p>公営企業の管理者 2</p> <p>(4) 職員 ((2)及び(3)の職員を除く。) 1</p> <p>損害賠償額 - 市長・職員等の賠償額の上限額 ↓ 政令で定める額以上で 条例で定める額</p> <p>= 免責額</p> <p>[施行期日] 令和2年4月1日</p> <p>[関係法令]</p> <p>1 地方自治法等の一部を改正する法律 (平成29年法律第54号) 平成29年6月9日公布・平成32年(令和2年) 4月1日施行(一部施行日別途)</p> <p>2 地方自治法施行令等の一部を改正する 政令(令和元年政令第156号) 令和元年11月8日公布・令和2年4月1日施行 (一部施行日別途)</p>
7	米子市職員のサービスの宣誓に関する条例及び米子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し所要の整備を行うとともに、会計年度任用職員に係る公務災害補償の補償基礎額について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 米子市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正関係 会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者は、別段の定めをすることができることとする。</p> <p>2 米子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正関係 給料を支給される職員(=会計年度任用職員(常勤))の補償基礎額は、地方公務員災害補償法で定める平均給与額の算定の方法の例により実施機関が市長と協議して定める額とすることとする。</p> <p>[施行期日]</p>

			<p>令和2年4月1日</p> <p>[関係法令及び関係条項]</p> <p>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第4項</p>
8	米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>会計年度任用職員の給料について、一般職の職員に係る行政職給料表に加え、特定業務職給料表を適用することができることとするため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 会計年度任用職員の給料は、米子市一般職の職員の給与に関する条例別表第1（行政職給料表）の職務の級1級の欄（再任用職員以外の職員の項の部分に限る。）又は同条別表第2（特定業務職給料表）を適用することとする。（下線部を追加するもの）</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和2年4月1日</p>
9	米子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市 民	<p>印鑑登録に係る旧氏の取扱いに関する所要の整備を行うほか、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえた印鑑登録の登録資格に関する所要の整備を行うため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 印鑑登録を受けることができない印章に関し、印影が旧氏の全部又は一部を表しているとは認められないものを加えることとする。</p> <p>2 旧氏の変更により印影が旧氏の全部又は一部を表しているとは認められないものに該当することとなった場合は、市長は、印鑑登録原票を消除し、整理保管しなければならないこととする。</p> <p>3 印鑑登録を受けることができない者のうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めることとする。</p>

			<p>[施行期日]</p> <p>公布の日（1及び2は、公布の日から起算して4か月を超えない範囲内において規則で定める日）</p> <p>[関係法令]</p> <p>1 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号） 平成31年4月17日公布・平成31年（令和元年）11月5日施行</p> <p>2 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号） 令和元年6月14日公布・公布の日から起算して3月を経過した日施行（一部施行日別途）</p>
10	米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	保 険	<p>国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料の賦課限度額の引上げ及び保険料の軽減対象世帯に係る所得判定基準の見直しを行うほか、資産割額を廃止することとし、これに伴う保険料の料率の改定等の所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 国民健康保険料の賦課限度額を次のとおり引き上げることとする。</p> <p>(1) 基礎賦課額 61万円 → 63万円</p> <p>(2) 介護納付金賦課額 16万円 → 17万円</p> <p>2 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の対象となる世帯の所得の算定における、当該世帯の被保険者の数に乗すべき額を引き上げることとする。</p> <p>(1) 5割軽減対象世帯 28万円 → 28万5,000円</p> <p>(2) 2割軽減対象世帯 51万円 → 52万円</p> <p>3 資産割額を廃止することとし、これに伴</p>

			<p>う規定の整理等の所要の整備を行うこととする。</p> <p>4 資産割額の廃止に伴い、所得割額、均等割額及び平等割額の料率等の増額改定を行うこととする。</p> <p>5 軽減対象世帯に対する軽減額に関し、4による均等割額及び平等割額の料率等の増額改定に伴い、これらの額の軽減額を増額することとする。</p> <p>〔施行期日〕 令和2年4月1日</p> <p>〔関係法令〕 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第18号） 令和2年1月29日公布・同年4月1日（一部公布日）施行</p>
1 1	米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について	市民税	<p>個人市民税の寄附金税額控除に係る控除対象特定非営利活動法人の指定期間の満了に伴い、当該法人を控除対象特定非営利活動法人から除外するため、改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 次の法人を控除対象特定非営利活動法人から除くこととする。</p> <p>名 称 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会</p> <p>所在地 鳥取市瓦町601番地</p> <p>指定期間 平成27年1月1日から 令和元年12月31日まで</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p> <p>〔関係法令及び関係条項〕 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号</p>
1 2	米子市福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援	米子市福祉基金を有効に活用するため、その設置及び使途の目的を拡大し、従前実施していた

			<p>事業を含め、子どもの貧困対策に資する施策に要する費用に充てることとともに、これを機に、基金の名称を「米子市ひまわり基金」に変更するため、改正しようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 題名を「米子市ひまわり基金条例」に改めることとする。 2 基金の名称を「米子市ひまわり基金」に改めることとする。 <p>[備考] 「ひまわり」は、令和元年10月に策定した「米子市子どもの貧困対策推進計画（愛称：ひまわりプラン）」において、「㊦んこんの状況にある子どもを㊧㊨が支える」をコンセプトにするとともに、ひまわりのように太陽（希望、夢）に向かってすくすく成長してほしいという願いを込めて名付けた同計画の愛称に用いているものを、基金の名称に用いるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 基金の設置目的に、子どもの貧困対策に資する施策に要する費用に充てることを加えることとする。 4 現行では運用収益のみ積立てることとしていた取扱いを改め、この基金の目的に賛同して寄附された財産も原資とすることとし、当該積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとする。 5 運用益金の処理に関し、積み立てた運用収益をその翌年度に同額を一般会計予算に繰り出して使用する取扱いを取り止めることとする。 6 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとする。 <p>[施行期日]</p> <p>令和2年4月1日</p>
13	米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援	保育士が不足していることに鑑み、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置に関する基準を弾力的に適用することができるよう、所要の整備を行おう

			<p>とするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当分の間、小規模保育事業所A型等に配置すべき保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができることとする。 2 1を適用する場合には、保育士の資格を有する者を、配置すべき保育士の数の3分の2以上、置かなければならないこととする。 <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第22号）</p> <p>平成28年2月18日制定・同年4月1日施行</p>
14	米子市中小企業振興条例の制定について	商 工	<p>中小企業者・小規模企業者が本市経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者・小規模企業者の振興に関する取組の基本となる事項について定め、もって本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的として制定しようとするもの</p> <p>〔主な制定内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市経済の歴史背景、この条例の趣旨及び理念をより明確にするため、前文を置くこととする。 2 中小企業者・小規模企業者が本市経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者・小規模企業者の振興に関する取組の基本となる事項について定め、もって本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することをこの条例の目的とすることとする。 3 中小企業者及び小規模企業者（以下「中

			<p>小企業者等」という。)の振興の推進に関し、基本理念を定めることとする。</p> <p>4 市は、この条例の目的を達成するため、市及び関係機関が取り組むべき施策を明らかにした米子市中小企業者等振興行動計画(以下「アクションプラン」という。)を策定するものとするとともに、アクションプランに位置付ける重要課題、アクションプランの策定に当たっての意見聴取及びアクションプランの実施状況の検証について定めることとする。</p> <p>5 市の責務を定めることとする。</p> <p>6 中小企業者等、中小企業支援団体、金融機関及び教育機関それぞれの役割について定めることとする。</p> <p>7 市民の理解及び協力について定めることとする。</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p>
15	米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	住宅政策	<p>民法の改正により、個人根保証契約について極度額を定めなければ効力を生じないこととなることに伴い、市営住宅への入居者の連帯保証人が保証する極度額を定めるほか、子育て世帯を市営住宅への優先入居の対象とするため、改正しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 連帯保証人が保証する極度額を、入居決定者の入居時における家賃の6か月分に相当する額とすることとする。</p> <p>2 同居者に中学生以下の者がいる者を、市営住宅に優先的に選考して入居させることができる者としてすることとする。</p> <p>【現行の優先入居者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者又は障がい者 ・ひとり親世帯 ・著しく所得の低い者 等 <p>〔施行期日〕</p>

			<p>令和2年4月1日</p> <p>[関係法令]</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）</p> <p>平成29年6月2日公布・公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（平成32年（令和2年）4月1日）施行（一部施行日別途）</p>																
16	米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	水道局	<p>会計年度任用職員制度の導入に伴い、本市の企業職員における会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 企業職員である会計年度任用職員の給与の種類は、給料及び手当とすることとする。 2 会計年度任用職員については、次の規定は適用しないこととする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>常勤</th> <th>短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条（管理職手当）</td> <td>第4条（管理職手当）</td> </tr> <tr> <td>第5条（扶養手当）</td> <td>第5条（扶養手当）</td> </tr> <tr> <td>第6条（住居手当）</td> <td>第6条（住居手当）</td> </tr> <tr> <td>第14条（管理職員特別勤務手当）</td> <td>第13条（宿日直手当）</td> </tr> <tr> <td>第16条（勤勉手当）</td> <td>第14条（管理職員特別勤務手当）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第16条（勤勉手当）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第17条（退職手当）</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行期日]</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>[関係法令]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公営企業法（昭和27年法律第292号） 2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号） 3 米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年米子市条例第4号） <p>令和元年10月7日公布・令和2年4月1日施行</p>	常勤	短時間	第4条（管理職手当）	第4条（管理職手当）	第5条（扶養手当）	第5条（扶養手当）	第6条（住居手当）	第6条（住居手当）	第14条（管理職員特別勤務手当）	第13条（宿日直手当）	第16条（勤勉手当）	第14条（管理職員特別勤務手当）		第16条（勤勉手当）		第17条（退職手当）
常勤	短時間																		
第4条（管理職手当）	第4条（管理職手当）																		
第5条（扶養手当）	第5条（扶養手当）																		
第6条（住居手当）	第6条（住居手当）																		
第14条（管理職員特別勤務手当）	第13条（宿日直手当）																		
第16条（勤勉手当）	第14条（管理職員特別勤務手当）																		
	第16条（勤勉手当）																		
	第17条（退職手当）																		
17	第4次米子市総合計画の基本構想の策定について	総合政策	<p>第4次米子市総合計画の基本構想を策定しようとするもの</p> <p>計画期間</p> <p>令和2年度（2020年度）から</p>																

			令和11年度（2029年度）まで (10年間)
18	事業委託契約の締結についての議決の一部変更について	都市整備	<p>市道安倍三柳線改良工事に伴う境線三本松口・河崎口間三柳Bの新設工事に係る事業委託契約の締結についての議決（平成30年5月21日議決）の一部を変更しようとするもの</p> <p>変更事項</p> <p>処分を想定していた残土を全て現場内流用とすることにより処分運搬費が不要となること及びJR境線の軌道変状が見られなかったことにより当初想定していた軌道変状に伴う補修工事が不要となったことに伴う契約金額の減</p> <p>「195,806,000円」 ↓（-31,533,064円） 「164,272,936円」</p>
19	財産の処分について	経済戦略	<p>米子インター周辺工業用地整備事業用地として取得した土地の一部について、次のとおり売却しようとするもの</p> <p>1 財産(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 在 米子市赤井手900番3 ・面 積 5,735.47㎡ ・処分価額 1億3,765万1,280円 ・相手方 鳥取市南栄町33番地6 有限会社田淵商店 代表取締役 田 淵 吉 男 <p>2 財産(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 在 米子市今在家411番5ほか1筆 ・面 積 1,198.42㎡ ・処分価額 2,876万2,080円 ・相手方 倉吉市巖城997番地3 流通株式会社 代表取締役 江 原 剛 <p>3 面積及び処分価額の合計</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・面 積 6,933.89㎡ ・処分価額 1億6,641万3,360円
20	権利の放棄について	人権政策	<p>米子市の住宅新築資金を借り受けた債務者に対し米子市が有する債権（米子市が貸し付けた住宅新築資金の返済及びその利息の支払に係る給付請求権）を放棄しようとするもの</p> <p>放棄する権利の額 6,440,768円</p> <p>債 務 者 米子市在住の個人</p> <p>※貸付けに係る条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅新築資金貸付契約締結日 昭和59年2月24日 (2) 貸付金額 620万円 (3) 利 率 年2.0パーセント (4) 償還期限 平成20年9月30日 (5) 償還方法 元利金均等50回分割償還
21	権利の放棄について	人権政策	<p>米子市の宅地取得資金を借り受けた債務者に対し米子市が有する債権（米子市が貸し付けた宅地取得資金の返済及びその利息の支払に係る給付請求権）を放棄しようとするもの</p> <p>放棄する権利の額 1,676,623円</p> <p>債 務 者 米子市在住の個人</p> <p>※貸付けに係る条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 宅地取得資金貸付契約締結日 平成元年5月29日 (2) 貸付金額 500万円 (3) 利 率 年2.8パーセント (4) 償還期限 平成26年3月31日 (5) 償還方法 元利金均等50回分割償還
22	権利の放棄について	人権政策	米子市の住宅新築資金を借り受けた債務者に対

			<p>し米子市が有する債権（米子市が貸し付けた住宅新築資金の返済及びその利息の支払に係る給付請求権）を放棄しようとするもの</p> <p>放棄する権利の額 2,425,531円</p> <p>債務者 米子市在住の個人</p> <p>※貸付けに係る条件等</p> <p>(1) 住宅新築資金貸付契約締結日 平成2年3月26日</p> <p>(2) 貸付金額 620万円</p> <p>(3) 利率 年2.8パーセント</p> <p>(4) 償還期限 平成27年3月31日</p> <p>(5) 償還方法 元利金均等50回分割償還</p>
23	米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の指定管理者の指定について	建設企画	<p>米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの</p> <p>指定管理者に指定する者</p> <p>島根県松江市西津田九丁目3番18号</p> <p>株式会社大幸電設</p> <p>代表取締役 廣江浩二</p> <p>指定の期間</p> <p>令和2年4月1日から</p> <p>令和4年3月31日まで</p>
24	市道の路線の認定について	建設企画	「金友2号線」ほか17路線を新たな市道として認定しようとするもの
25	市道の路線の変更について	建設企画	市道「勝田町北4号線」ほか2路線の起点又は終点を変更しようとするもの
26	伯耆町道の路線の認定の承諾について	建設企画	伯耆町がその区域を超えて本市区域内において伯耆町道の路線を認定することについて承諾しようとするもの
27	令和元年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）	財政	明細別紙

28	令和元年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第2回）	財 政	明細別紙
29	令和元年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第2回）	財 政	明細別紙
30	令和元年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第4回）	財 政	明細別紙
31	令和元年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2回）	財 政	明細別紙
32	令和元年度米子市水道事業会計補正予算（補正第1回）	水 道 局	明細別紙
33	令和元年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第3回）	下水道企 画	明細別紙
34	令和2年度米子市一般会計予算	財 政	明細別紙
35	令和2年度米子市国民健康保険事業特別会計予算	財 政	明細別紙
36	令和2年度米子市土地取得事業特別会計予算	財 政	明細別紙
37	令和2年度米子市駐車場事業特別会計予算	財 政	明細別紙
38	令和2年度米子市市営墓地事業特別会計予算	財 政	明細別紙
39	令和2年度米子市介護保険事業特別会計予算	財 政	明細別紙
40	令和2年度米子市後期高齢者医療特別会計予算	財 政	明細別紙
41	令和2年度米子市米子インター周辺工業用地整備事業特別会計予算	財 政	明細別紙

4 2	令和2年度米子市水道事業会計 予算	水 道 局	明細別紙
4 3	令和2年度米子市工業用水道事 業会計予算	水 道 局	明細別紙
4 4	令和2年度米子市下水道事業会 計予算	下水道企 画	明細別紙
報告 1	議会の委任による専決処分につ いて（訴えの提起について）	住宅政策	<p>市営住宅の管理に関する訴えを提起したもの 処分年月日 令和元年12月26日</p> <p>訴えの要旨</p> <p>本市市営住宅の入居者である相手方が、 平成31年1月から令和元年10月までの各月 分の家賃の全部を滞納し、本市の再三の請 求にもかかわらず、これらの家賃の支払を しないため、建物明渡し等に係る請求をす るもの</p> <p>相 手 方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者 ・連帯保証人 <p>明渡しを求める住宅</p>

（追加予定議案）

	教育委員会教育長の任命につい て	職 員	任期満了によるもの
	教育委員会委員の任命について	職 員	任期満了によるもの 1人
	公平委員会委員の選任について	職 員	任期満了によるもの 1人

	固定資産評価審査委員会委員の選任について	職 員	任期満了によるもの 6人
	人権擁護委員候補者の推薦について	人権政策	任期満了によるもの 4人